

富谷市移住支援金支給要綱

(目的)

第1 移住を希望する者の移住経費の負担を軽減するため、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から富谷市へ移住する者が、移住支援金の支給要件を満たした場合に、予算の範囲内において移住支援金（以下「支援金」という。）を支給するものとし、その支給等については、補助金等交付規則（昭和61年富谷町規則第2号。以下「規則」という。）及び宮城県移住支援事業・マッチング支援事業実施要領（以下「県実施要領」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(支援金額)

第2 支援金の額は、世帯区分に応じ次の各号に定める額とする。

- (1) 2人以上の世帯での移住の場合 100万円
- (2) 単身での移住の場合 60万円
- (3) 18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合の加算 18歳未満の世帯員一人につき100万円（ただし、申請者から見て18歳未満の世帯員が配偶者である場合は対象とならない。）

(対象者要件)

第3 支援金の対象となる者は、申請時において、次の第1号から第9号までのいずれの要件にも該当し、世帯の申請をする場合にあっては第10号の要件をも満たす者とし、18歳未満の世帯員の加算を申請する場合は第11号の要件を満たす者とする。

- (1) 県実施要領第5の1(1)①(ア)に該当すること。
- (2) 令和7年4月1日以降に転入したこと。
- (3) 支援金の申請時において、転入後1年以内であること。
- (4) 富谷市に支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。
- (5) 暴力団等の反社会的勢力に属する者又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- (6) 日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。
- (7) 過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、宮城県及び富谷市が認

める場合を除く。

- (8) 県実施要領第5の1(1)の②、③、④及び⑤のいずれかに該当すること。
なお、県実施要領第5の1(1)④は次の(ア)の要件に該当し、かつ(イ)の要件に該当すること。

(ア) 市が参加する移住・定住に関する相談会等に相談した実績があり、かつ、転勤、出向等、所属先企業等からの命令による勤務地の変更ではなく、自らの意思で移住した者

(イ) 農林業に就業する者

- (9) その他富谷市及び宮城県が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

- (10) 世帯の申請をする場合にあっては、県実施要領第5の1(1)①(エ)に該当すること。

- (11) 18歳未満の世帯員の加算を申請する場合にあっては、県実施要領第5の1(1)①(オ)に該当すること。

(支給の申請)

第4 支援金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、転入後1年以内に、次の各号に掲げる書類を、市長に提出しなければならない。

- (1) 全ての申請者について提出が必要な書類

(ア) 移住支援金交付申請書(兼実績報告書)(様式第1号)

(イ) 移住支援金の交付申請に関する誓約書(様式第1号別紙1)

(ウ) 宮城県移住支援事業に係る個人情報の取扱いに関する同意書(様式第1号別紙2)

(エ) 宮城県移住支援事業に係る財産調書等の同意書(様式第1号別紙3)

(オ) 写真付き身分証明書の写し

(カ) 移住元の住民票の除票の写し

(キ) 県実施要領第5の1(1)の①の居住要件となる期間を満たすまでの住所が確認できる住民票の除票または戸籍の附票

(ク) 支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し(申請者本人名義のものに限る。)

- (2) 東京23区以外の東京圏から東京23区への通勤者のみ提出が必要な書類
東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等(移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類)

- (3) 東京23区以外の東京圏から東京23区に通勤していた法人経営者又は個人事業者のみ提出が必要な書類
開業届出済証明書等(移住元での在勤地、在勤期間を確認できる書類)

- (4) 東京23区以外の東京圏から東京23区への通学期間を本事業の移住元としての対象期間に算入する場合のみ提出が必要な書類

(ア) 卒業証明書等(在学期間や卒業校を確認できる書類)

(イ) 東京23区で勤務していた企業等の就業証明書(移住元での在勤地、在勤

期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類)

- (5) 世帯向けの金額を申請する場合に必要な書類 移住元の住民票の除票の写し
(申請者以外の方のもの)
- (6) 18歳未満の世帯員の加算を申請する場合に必要な書類 移住元の住民票の
除票の写し(転入時点において胎児であった場合は母子健康手帳の写し)
- (7) 県実施要領第5の1(1)の②の就業に関する要件の申請者のみ提出が必要
な書類 就業証明書(移住支援金の申請用)(様式第2-1号)
- (8) 県実施要領第5の1(1)の③テレワークに関する要件の申請者のみ提出が
必要な書類
(ア)又は(イ)のいずれかを提出すること。
(ア)就業証明書(移住支援金の申請用)※テレワーク用(様式2-2号)
(イ)就業時間の証明書(移住支援金(テレワーク)の申請(報告)用)(様
式2-3号)
- (9) 移住支援金(起業の場合)申請者のみ提出が必要な書類 起業支援金の交付
決定通知書
- (10) 関係人口に関する要件の申請者のみ提出が必要な書類 富谷市移住支援金
に係る関係人口確認書(様式2-4号)

(支給の決定)

第5 市長は、第4の規定による申請に基づき、支給を決定したときは移住支援金の交付決定通知書(兼確定通知書)(様式第3号)により、支給しないことを決定したときは移住支援金の不交付決定通知書(様式第4号)により、申請者へ通知するものとする。

2 前項の通知は、規則第13条の規定による交付すべき額の確定の通知を兼ねるものとする。

(支給の方法)

第6 支援金の支給は、第5の規定により支援金の交付決定を受けた者(以下「受給者」という。)からの富谷市への宮城県移住支援事業に係る移住支援金の交付請求書(様式第5号)の提出による請求に基づき行うものとし、市長は、支援金の全額を一括で支給する。

2 支給は原則として、受給者本人名義の預金口座への振込によるものとする。

(支給の決定の取り消し等)

第7 市長は、第5の規定により支援金の支給の決定の通知を受けた者が偽りその他の不正の手段により支援金の支給を受けたと認められるときは、支給決定を取り消すとともに、申請者に通知するものとする。

(支援金の返還)

第8 支援金の支給を受けた者が、次の第1号から第4号までのいずれかに該当する

ときは支援金の全額を、第5号に該当するときは支援金の半額を、市長が別に指示する方法により返還しなければならない。

(1) 虚偽の申請等をした場合

(2) 移住支援金の申請日から3年未満に宮城県外に転出した場合

(3) (就業の場合のみ) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

(4) 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

(5) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に宮城県外に転出した場合

2 市長は、前項の規定により支援金を返還しなければならない受給者に対し、移住支援金の返還請求書(様式第6号)等により支援金の返還を請求するものとする。

(支援金の返還免除)

第9 市長は、第8の規定により支援金を返還しなければならない受給者が、次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の全部の返還を免除することができる。

(1) 就業先の企業等が倒産したとき

(2) 精神又は身体に著しい障害が発生し、かつ市の居住継続が医療行為の妨げになると認められるとき

(3) 災害その他やむを得ない事由が生じたことを市長が認めるとき

2 前項の規定により、支援金の返還免除を希望する者は、移住支援金返還免除申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容の審査及び必要に応じて現地調査その他の審査を行い、その結果を移住支援金返還免除可否決定通知書(様式第8号)により申請者に通知するものとする。

(住所変更の届出)

第10 受給者は、移住支援金の申請日から5年以内に他の市町村へ転出するときは、宮城県移住支援事業に係る住所変更の届出(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(立入検査等)

第11 市長は、本事業が適切に実施されたかどうか及び本事業の効果を確認するため、支給者に対し、必要な事項の報告を求め、又は関係する場所への立入調査を行うことができる。

(その他)

第12 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和元年7月1日から施行し、令和元年度予算に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該支援金にかかる予算が成立した場合に、当該支援金にも適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

本要綱の改正施行日前に富谷市に転入したものについては、なお従前の要綱によるものとする。

移住支援金交付申請書（兼実績報告書）

宮城県移住支援事業・マッチング支援事業実施要領第5の1（1）及び富谷市移住支援金支給要綱第4の規定により、移住支援金の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日（西暦）
氏名			年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

2 移住支援金の内容（該当する箇所には○を付けてください）

単身・世帯		単身		世帯	
世帯の場合は同時に移住した世帯員の人数 （1の申請者は含まない）		人	左記世帯員の人数のうち 18歳未満の者の人数※1※2		人
移住支援金 の種類	1. 就業 2. 起業 3. 専門人材 4. テレワーク 5. 関係人口				

※1 申請日が属する年度の4月1日時点における年齢 ※2 申請者から見て配偶者にあたるものは対象外

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※3

過去10年以内の申請者（世帯員を含む） の移住支援金の受給履歴について※4		A. 受給していない		B. 受給したことがある
別紙1「移住支援金の交付申請に関する誓約書」の提出について		A. 提出する		B. 提出しない
別紙2「宮城県移住支援事業に係る個人情報 の取扱いに関する同意書」の提出について		A. 提出する		B. 提出しない
申請日から5年以上継続して、富谷市に居 住する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
（就業・起業の場合のみ記載） 申請日から5年以上継続して、就業・起業 する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
（テレワークの場合のみ記載） 富谷市への移住の意思について		A. 自己の意思で ある		B. 所属からの命 令である

※3 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

※4 移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった方が、5年以上経過し、18歳以上となり、宮城県及び富谷市が認める場合は除きます。

4 転出元の住所

住所	〒
----	---

5 （東京23区の在勤者に該当する場合のみ記載）東京23区への在勤・通学の履歴
過去10年のうち通算5年以上の在勤履歴を記載※5

期間	就業先・通学先	就業地・通学地

※5 東京23区への在勤後、移住前に東京23区以外での在勤履歴があれば記入してください。ただし、当該在勤履歴がある場合、移住支援金の支給対象となりません。

6 (テレワークによる移住者のみ記載) 移住後の生活状況

勤務先部署	
住所	〒
勤務先へ行く頻度	週・月・年 回程度 / 行くことはない / その他 ()

7 移住支援金の振込先

金融機関名		銀行・農協・信金・信組	本店・支店
口座種別	普通・当座	口座番号	
口座名義 (フリガナ)			

8 添付書類

【全員が提出必須の書類】 ☐ 移住支援金の交付申請に関する誓約書 (様式第1号別紙1) ☐ 宮城県移住支援事業に係る個人情報の取扱いに関する同意書 (様式第1号別紙2) ☐ 宮城県移住支援事業に係る財産調書等の同意書 (様式第1号別紙3) ☐ 写真付き身分証明書の写し ☐ 移住元の住民票の除票の写し ☐ 居住要件となる期間を満たすまでの住所が確認できる住民票の除票または戸籍の附票 ☐ 支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し 【東京23区以外の東京圏から東京23区への通勤者のみ提出が必要な書類】 ☐ 東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等 ※移住元での在勤地、在勤期間、及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類 【東京23区以外の東京圏から東京23区に通勤していた法人経営者又は個人事業者のみ提出が必要な書類】 ☐ 開業届出済証明書等 (移住元での在勤地、在勤期間を確認できる書類) 【東京23区以外の東京圏から東京23区への通学期間を本事業の移住元としての対象期間に算入する場合のみ提出が必要な書類】 ☐ 卒業証明書等 (在学期間や卒業校を確認できる書類) ☐ 東京23区で勤務していた企業等の就業証明書 (在勤地、在勤期間、雇用保険の被保険者の確認ができる書類) 【世帯向けの金額を申請する場合に提出が必要な書類】 ☐ 移動元の住民票の除票の写し (申請者以外の方のもの) 【18歳未満の世帯員の加算を申請する場合に提出が必要な書類】 ☐ 移動元の住民票の除票の写し (申請者以外の方のもの) ☐ 転入時点において胎児であった場合は母子健康手帳の写し 【移住支援金 (就業の場合) 申請者のみ提出が必要な書類】 ☐ 就業先企業等の就業証明書 (様式第2-1号) 【移住支援金 (テレワークの場合) 申請者のみ提出が必要な書類】 ※該当するいずれかを提出 ☐ 就業先企業等の就業証明書※テレワーク用 (様式第2-2号) ☐ 就業時間の証明書 ※個人事業主・フリーランス向け (様式第2-3号) 【移住支援金 (起業の場合) 申請者のみ提出が必要な書類】 ☐ 起業支援金の交付決定通知書 【移住支援金 (関係人口の場合) 申請者のみ提出が必要な書類】 ☐ 富谷市移住支援金に係る関係人口確認書 (様式第2-4号)

管理コード (宮城県及び富谷市使用欄)	
---------------------	--

移住支援金の交付申請に関する誓約書

私は、移住支援金の交付申請に関して、下記の誓約事項を遵守します。

記

- 1 宮城県移住支援事業に関する報告及び立入調査について、宮城県及び富谷市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 私は、暴力団等の反社会的勢力に属する者又は反社会的勢力と関係を有する者ではありません。
- 3 以下の場合には、宮城県移住支援事業・マッチング支援事業実施要領第 5 の 1（2）及び富谷市移住支援金支給要綱第 8 の規定により、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - （1）移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - （2）移住支援金の申請日から 3 年未満に宮城県外に転出した場合：全額
 - （3）（就業の場合のみ）移住支援金の申請日から 1 年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - （4）デジタル田園都市国家構想交付金又は新しい地方経済・生活環境創生交付金（第 2 世代交付金（移住・起業・就業型））を活用して都道府県が実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額
 - （5）移住支援金の申請日から 3 年以上 5 年以内に宮城県外に転出した場合：半額
- 4 移住支援金の申請日から 5 年以内に富谷市以外の市町村に転出する場合には、宮城県移住支援事業・マッチング支援事業実施要領及び富谷市移住支援金支給要綱に基づき富谷市に住所変更の届出（様式第 9 号）を提出します。この住所変更の届出は、申請日から 5 年以内に他の市町村に移動する都度、富谷市に提出します。
- 5 移住支援金の支給を受けた後に実施される富谷市からの確認により、現況の報告を求められた場合には、それに応じます。

※ 報告の求めに応じないことをもって、当該支援金の支給対象から除くことはいたしません。担当より詳細な資料の提供やヒアリング等を依頼させていただきます。
- 6 （住民票の除票により、過去に東京圏から東京圏外への転出が確認された場合のみ）

東京圏外の転居先の市町村に、申請者が過去に移住支援金を受給していないかを富谷市が確認することを了承します。

年 月 日

申請者 住所
氏名

富谷市長 あて

様式第 1 号（別紙 2）（第 4 関係）

宮城県移住支援事業に係る個人情報の取扱いに関する同意書

私は下記の宮城県移住支援事業に係る個人情報の取り扱いに関して同意します。

記

宮城県及び富谷市は、宮城県移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、宮城県及び富谷市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

年 月 日

住所

申請者

氏名

富谷市長 あて

宮城県移住支援事業に係る財産調書等の同意書

私は、移住支援金の財産調書等について、下記のとおり同意します。

- 1 富谷市移住支援金支給要綱第 8 の規定により移住支援金の返還に際して、納期限までに返還がなされない場合は、富谷市が所得証明書、確定申告書の写し、預貯金の移動明細（預金通帳等の写しでも可）等の提出を求めたとき、これを速やかに提出します。

なお、この場合の証明書等の発行に係る費用は私が負担することに同意します。

- 2 1 の提出がなされない場合には、富谷市が関係行政機関及び関係金融機関等に私の所得・財産調査等を実施すること及び関係行政機関及び関係諸機関等がこれに回答することに同意します。

〈説明事項〉

富谷市では、万が一滞納に陥った場合、富谷市債権管理条例に基づき、法的措置の実施を行います。その際必要な書類調査に関し同意をいただいております。ただし、滞納がない場合は行いません。

年 月 日

住所

申請者

氏名

富谷市長 あて

年 月 日

富谷市長 あて

所在地
事業者名 印
代表者名
電話番号
担当者

就業証明書（移住支援金の申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	年 月 日
応募受付年月日	年 月 日
雇用形態	週20時間以上の無期雇用
※プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用している場合のみ	☐ 目的達成後に離職することが前提ではない
	☐ プロフェッショナル人材事業 ☐ 先導的人材マッチング事業
	【勤務者の業務内容】
	【人材を仲介した事業者名】

宮城県移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、宮城県及び富谷市の求めに応じて、宮城県及び富谷市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

年 月 日

富谷市長 あて

所在地
事業者名 印
代表者名
電話番号
担当者

就業証明書（移住支援金の申請用）※テレワーク用

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
入社年月日	
勤務者住所 （移住前）	
勤務者住所 （移住後）	
現在の勤務先部署 （テレワーク元） の所在地	
勤務先（テレワーク元）の電話番号	
移住前の勤務先部署の所在地	
勤務形態	移住先で週 20 時間以上のテレワークにより勤務する （原則として、恒常的に通勤しない）
移住の意思	所属先企業等からの命令（転勤、出向、出張、研修等含む）ではない
テレワーク交付金	勤務者にデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業による資金提供をしていない

宮城県移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、宮城県及び富谷市の求めに応じて、同宮城県及び富谷市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

年 月 日

富谷市長 あて

申請者名

居住地

就業時間の証明書（移住支援金（テレワーク）の申請（報告）用）

下記のとおり事実であることを証明します。

記

就労開始日	年 月 日		
就労時間 (固定就労の場合)	合計時間	☐ 月間 ☐ 週間 時間 (うち休憩時間 分)	
	就労日数	☐ 月間 ☐ 週間 日	
	平日	時 分	～ 時 分 (うち休憩時間 分)
	土曜	時 分	～ 時 分 (うち休憩時間 分)
	日祝	時 分	～ 時 分 (うち休憩時間 分)
就労時間 (変則就労の場合)	合計時間	☐ 月間 ☐ 週間 時間 (うち休憩時間 分)	
	就労日数	☐ 月間 ☐ 週間 日	
	主な就労時間帯	時 分 ～ 時 分 (うち休憩時間 分)	
就労実績 (直近 3 カ月)	年 月 日/月、 時間/月	年 月 日/月、 時間/月	年 月 日/月、 時間/月
特記事項 (備考)			

様式 2－4 号（第 4 関係）

富谷市移住支援金に係る関係人口確認書

年 月 日

富谷市長 あて

住所

申請者

氏名

私は、下記のとおり富谷市移住支援金に係る関係人口要件に該当いたします。
なお、申請内容の確認のため、関係人口要件に係る事業等担当課へ照会することに同意いたします。

記

関係人口確認事項（各項目に○をつけること）

1	市が参加する移住・定住に関する相談会等に相談した実績があり、かつ、転勤、出向等、所属先企業等からの命令による勤務地の変更ではなく、自らの意思で移住する。	はい ・ いいえ
2	農林業に就業する。	はい ・ いいえ

住所

氏名

宮城県移住支援事業に係る移住支援金の交付決定通知書（兼確定通知書）

年 月 日付けで申請のありました移住支援金については、宮城県移住支援事業・マッチング支援事業実施要領第 5 の 1（1）、富谷市移住支援金支給要綱第 5 及び補助金等交付規則第 4 条の規定により交付することを決定し、同規則第 13 条の規定により交付金額を下記のとおり確定しますので通知します。

移住支援金 金 円

年 月 日

富谷市長

※移住支援金は、御登録いただいた以下の口座に振り込みますので、宮城移住支援事業に係る移住支援金の交付請求書（様式第 5 号）を提出願います。

振込先金融機関名：

振込先口座番号（下 3 桁）：

振込先口座名義：

（備考）

1 富谷市は、宮城県移住支援事業・マッチング支援事業実施要領第 5 の 1（2）及び富谷市移住支援金支給要綱第 8 の規定により、以下の場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。

- ・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
- ・申請日から 3 年未満に宮城県外の市区町村に転出した場合：全額
- ・（就業の場合のみ）申請日から 1 年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
- ・デジタル田園都市国家構想交付金又は新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用して都道府県が実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額
- ・申請日から 3 年以上 5 年以内に宮城県外の市区町村に転出した場合：半額

2 富谷市は、富谷市移住支援金支給要綱第11の規定により、宮城県移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行う場合があります。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。

3 【フラット35】地方移住支援型の金利引下げの適用について

- ・この通知書は【フラット35】地方移住支援型の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- ・移住支援金の返還を請求された場合は【フラット35】地方移住支援型の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- ・移住支援金を受領した方に対する【フラット35】地方移住支援型の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。

4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について

- ・この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
- ・移住支援金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

管理コード	
-------	--

様式第 4 号（第 5 関係）

第 号
年 月 日

様

富谷市長

宮城県移住支援事業に係る移住支援金の不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました移住支援金については、下記の理由により支給しないことを決定しましたので、富谷市移住支援金支給要綱第 5 により通知します。

記

（理由）

様式第 5 号（第 6 関係）

富谷市長 あて

宮城県移住支援事業に係る移住支援金の交付請求書

年 月 日付け第 号で交付決定のあった移住支援金の交付を受けたいので、次のとおり請求します。

請求金額	金	円
------	---	---

年 月 日

住所

申請者 氏名 印

電話

第 号
年 月 日

様

富谷市長

宮城県移住支援事業に係る移住支援金の返還請求書

年 月 日付け第 号で交付決定しました移住支援金については、下記の理由により交付決定の（全部・一部）を取り消すこととしましたので、富谷市移住支援金支給要綱第 8 の規定により返還を請求します。

1 補助金交付済額 金 円

2 返還請求額 金 円

3 取消しの理由

富谷市移住支援金支給要綱（令和元年 7 月 1 日施行）第 第 号に該当したため。

4 返還期限 年 月 日

5 返還方法

別添の納入通知書により返還期限までに富谷市指定金融機関へ納入してください。

6 延滞金

富谷市補助金等交付規則第 18 条 3 項の規定により、上記返還期限までに納入しなかったときは、返還期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、その未納額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を市に納入しなければならない。

様式第 7 号（第 9 関係）

年 月 日

富谷市長 あて

申請者 住所
氏名

移住支援金返還免除申請書

年 月 日付け第 号で交付決定があったこのことについて、富谷市移住支援金支給要綱第 9 の規定に基づき、支援金の返還免除を希望したいので、下記の通り申請します。

返還免除理由

管理コード	
-------	--

様式第 8 号（第 9 関係）

第 号
年 月 日

様

富谷市長

移住支援金返還免除可否決定通知書

年 月 日付けで申請のありましたこのことについて富谷市移住支援金支給要綱第 9 の規定により下記の通り決定しましたのでお知らせいたします。

返還額 円

○返還期限日 年 月 日

※返還を命じられた場合、別紙納付書のとおり返還を行うこと

管理コード	
-------	--

様式第 9 号（第 1 0 関係）

年 月 日

富谷市長 あて

住所
申請者
氏名

宮城県移住支援事業に係る住所変更届

年 月 日付けで交付決定のありましたこのことについて、以下のとおり住所を変更しますので、富谷市移住支援金支給要綱第 1 0 の規定により届け出ます。

記

現在の住所	〒
新しい住所	〒
変更予定年月日	年 月 日
電話番号	